

平成 25 年度から実施している主な不適正除染への対応策

平成 25 年 7 月 8 日
環 境 省

1. ガイドラインの改訂（5 月 2 日）

除染によって生じた排水の処理方法について、排水の放流、回収及び処理方法、用具の洗浄等について具体的な方法を明記

2. 除染適正化推進委員会の開催（3 月 1 8 日）

学識経験者、地元自治体から構成される有識者からなる委員会を開催し、除染事業の適正化について議論

3. 事業者の「責任施工」の貫徹

① 契約事項（共通仕様書）の改訂

- ・ 施工予定箇所と作業実績について地図での提出を義務化
- ・ 作業日報の記載事項（線量等）、添付資料（写真、除染作業チェックリスト）の明確化
- ・ 作業指揮者を環境省の工事又は役務の入札資格を持っている会社から選出するよう義務化

② 大規模工事について J V の構成員数を最大 5 社まで可能となるよう規定の改正（3 月以降に発注の工事について適用）

4. 除染業務の監視体制の強化

- ① 福島環境再生事務所の体制強化（支所のみで約 20 人増加し約 70 人体制。この他、福島事務所等からも定期的に監視体制に参加予定）
- ② 監督業務の民間委託の実施（現時点で約 60 人体制。今後、業務拡大に伴い順次増員予定）
- ③ 福島県による工事状況の確認（これまで 6 回実施）
- ④ 除染作業の作業予定マップの公表（3 月以降、毎週更新）